

兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第14号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 公立大学法人兵庫県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（大学課）	1
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する規則及び産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境整備課）	3

公布された法令のあらまし

- 公立大学法人兵庫県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（規則第31号）
地方独立行政法人法の一部改正により、公立大学法人の監事が作成する監査報告及び会計監査人が作成する会計監査報告の記載事項、再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出の対象となる公立大学法人の内部組織等を設立団体の規則で定めることとされることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する規則及び産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第32号）
 - 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、市町から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、平時の許可手続にかかわらず、その旨を知事に届け出なければならないこととされたこと等に伴い、その手続について必要な事項を定める等所要の整備を行うこととした。
 - 2 土壤汚染対策法施行令の一部改正により、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある特定有害物質としてクロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）が指定されたことを踏まえ、土砂の埋立て等を行う者が遵守すべき土壤安全基準に当該物質に係る基準を追加することとした。
 - 3 独立行政法人労働者健康福祉機構法等の一部改正により、独立行政法人労働者健康福祉機構の名称が独立行政法人労働者健康安全機構に改められたこと等に伴い、規定の整備を行うこととした。

規 則

公立大学法人兵庫県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第31号

公立大学法人兵庫県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人兵庫県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成25年兵庫県規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立大学法人兵庫県立大学の業務運営等に関する規則

第1条中「並びに財務及び会計」を「、財務及び会計並びに人事管理（以下「業務運営等」という。）」に改める。

第6条及び第7条を削り、第5条を第7条とする。

第4条第2号中「（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第6条とする。

第3条を第5条とする。

第2条中「第22条第1項」を「第22条第2項」に、「業務方法書に記載すべき」を「規則で定める」に改め、

同条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

(監査報告の作成)

第2条 法第13条第4項後段に規定する監査報告(以下「監査報告」という。)は、次に掲げる事項を内容として作成しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 大学法人の業務が、法令等(法、他の法令、公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例(平成25年兵庫県条例第9号。以下「条例」という。))若しくはこの規則又は定款をいう。以下この条において同じ。)に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- (3) 大学法人の役員(監事を除く。次号において同じ。)の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他大学法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 大学法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第3条 法第13条第6項第2号に規定する規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第8条を次のように改める。

(業務実績等報告書)

第8条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

第18条中「業務運営並びに財務及び会計」を「業務運営等」に改め、同条を第22条とする。

第17条を第21条とし、同条の前に次の2条を加える。

(内部組織)

第19条 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた大学法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する次に掲げる理事長の直近下位の内部組織(次項において「現内部組織」という。)であって、再就職者(同号に規定する再就職者をいい、離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。

- (1) 副理事長
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 兵庫県立大学

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第20条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、大学法人の職員の給与の支給に関する基準に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位とする。

第16条中「公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例(平成25年兵庫県条例第9号)」を「条例」に改め、同条を第18条とする。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改め、同条を第15条とする。

- (1) 一般廃棄物の最終処分場の埋立開始から廃止の確認申請までの間の維持管理の実績を記載した書類
- (2) 跡地利用計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第6条の3中「確認したときは、」の右に「第6条の2第1項及び」を加える。

第8条の2第2項を削る。

第9条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市町の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)」を付し、同条の次に次の5条を加える。

第9条の3 省令第5条の10の2の2第1項の申請書の様式は、様式第2号の8の2のとおりとする。

2 前項の申請書には、省令第5条の10の2の2第2項において準用する省令第5条の5の2の2第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物の最終処分場の埋立開始から廃止の確認申請までの間の維持管理の実績を記載した書類
- (2) 跡地利用計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(市町の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第9条の4 知事は、市町の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の状況が法第9条の3第11項において準用する法第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、第9条の2第1項及び前条第1項の申請書を提出した市町に一般廃棄物(産業廃棄物)最終処分場廃止確認証を交付するものとする。

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第9条の5 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第2号の15の2)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、法第9条の3の3第1項に規定する書類及び省令第5条の10の4第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 配置図
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第9条の6 省令第5条の10の10において準用する省令第5条の8第1項の届出書の様式は、様式第2号の15の3のとおりとする。

2 前項の届出書には、省令第5条の10の10において準用する省令第5条の8第2項(第3号に係る部分を除く。)に規定する書類及び図面のほか、一般廃棄物処理施設の変更に係る前条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第9条の7 省令第5条の10の12において準用する省令第5条の9の2第1項の届出書の様式は、様式第2号の15の4のとおりとする。

第42条中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改める。

第47条の表一般廃棄物処理施設変更届出書の項の次に次のように加える。

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長

第47条の表措置内容等報告書の項の次に次のように加える。

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書	1 通	施設の所在地を管轄する県民局長（施設を伴わない場合にあつては、産業廃棄物収集運搬業を行う区域を管轄する県民局長）
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書	1 通	施設の所在地を管轄する県民局長（施設を伴わない場合にあつては、産業廃棄物収集運搬業を行う区域を管轄する県民局長）
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更（廃止）届出書	1 通	施設の所在地を管轄する県民局長（施設を伴わない場合にあつては、産業廃棄物収集運搬業を行う区域を管轄する県民局長）
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書	1 通	施設の所在地を管轄する県民局長（施設を伴わない場合にあつては、産業廃棄物収集運搬業を行う区域を管轄する県民局長）

第47条の表土地の形質の変更届出書の項の次に次のように加える。

有害使用済機器保管等届出書	1 通	有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする区域を管轄する県民局長
有害使用済機器保管等変更届出書	1 通	有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする区域を管轄する県民局長
有害使用済機器保管等廃止届出書	1 通	有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする区域を管轄する県民局長

様式第2号の8の次に次の1様式を加える。

様式第2号の8の2（第6条の2の2、第9条の3関係）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人又は市町にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（ ） - 番

設 置 の 場 所	
-----------	--

許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	年 月 日 第 号
埋め立てた水銀処理物の数量	(m ³)
埋立地の面及び埋立ての深さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日
悪臭の飛散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の覆いの厚さ、材料及び強度	
一般廃棄物又は外周仕切設備に講じた措置の内容	

備考1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。

2 覆いとは、最終処分基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいう。

3 一般廃棄物又は外周仕切設備に講じた措置とは、最終処分基準省令第1条の2第3項第3号の規定により一般廃棄物又は外周仕切設備に講じた措置をいう。

A 4

様式第2号の9中「第6条の3」の右に「、第9条の4」を加える。

様式第2号の15の次に次の3様式を加える。

様式第2号の15の2（第9条の5関係）

（第1面）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） 番

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	

一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類						
着工予定年月日		年 月 日				
使用開始予定年月日		年 月 日				
※届出の年月日		年 月 日				
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$				
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置					
	一般廃棄物処理施設の処理方式					
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備					
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">量</th> </tr> <tr> <td>処理方法（排出の方法（排水口の位置、排出先等を含む。）を含む。）</td> <td></td> </tr> </table>	量		処理方法（排出の方法（排水口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	量					
	処理方法（排出の方法（排水口の位置、排出先等を含む。）を含む。）					
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値						
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項						

A 4

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	

汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(第3面)

法定代理人(届出者が法 第7条第5項第4号チ に規定する未成年者で ある場合)	(法定代理人が個人である場合)		
	氏 名	住 所	
	(法定代理人が法人である場合)		
	名 称	住 所	
	法定代理人である法人の役員		
	氏 名	住 所	
役員(届出者が法人であ る場合)	氏 名	住 所	
発行済株式総数の100分 の5以上の株式を有す る株主又は出資の額の 100分の5以上の額に相 当する出資をしている	発行済株式 の総数	株	出 資 の 額
	氏 名 又 は 名 称	保有する株式 の数又は出資 の金額	住 所

者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)			

(第4面)

政令第4条の7に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)	氏 名	住 所

備考1 ※欄は、記入しないこと。

- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式に例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄及び「法定代理人である法人の役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第2号の15の3 (第9条の6関係)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

兵庫県知事

様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

 電話（ ） ----- 番

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
設置の届出の年月日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		m ³ /日 () 時間	m ³ /日 () 時間
		t/日 () 時間	t/日 () 時間
		m ³ /時間	m ³ /時間
t/時間	t/時間		
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	

備考1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。

2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
- (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
- (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

A 4

様式第2号の15の4（第9条の7関係）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー 番

一般廃棄物処理施設の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
設置の届出の年月日		年 月 日
変更の内容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更	
	△省令第5条の4（第3号及び第6号に係る部分を除く。）に掲げる事項の変更	
	省令第5条の4第6号に係る事項	
	氏名	住所
廃止若しくは休止又は再開の理由	（廃止・休止・再開の別）	
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日	

- 備考1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

A 4

（産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則（平成15年兵庫県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第12条の5第4項」を「第12条の5第5項」に改める。

別表第1六価クロム化合物の項の次に次のように加える。

クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
-----------------------------	------------------------------	---

別表第2の第1の部6を次のように改める。

6 国立研究開発法人森林研究・整備機構

別表第2の第1の部10を次のように改める。

10 独立行政法人労働者健康安全機構

別表第2の第2の部7中「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が、国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第8条第1項又は第9条第1項」を「又は第8条第1項」に改め、同部11中「独立行政法人労働者健康福祉機構が、独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構が、独立行政法人労働者健康安全機構法」に改め、同部12中「第12条第1項又は第4項」を「第13条第1項又は第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条中産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則第8条の2第1項の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。